

栃木県地方卸売市場指導監督指針

令和元（2019）年 10 月 9 日（経流第 310 号）

栃木県農政部経済流通課

用語一覧

法	卸売市場法（昭和 46 年法律第 35 号）
施行令	卸売市場法施行令（昭和 46 年政令第 221 号）
施行規則	卸売市場法施行規則（昭和 46 年農林省令第 52 号）
基本方針	卸売市場に関する基本方針（平成 30 年農林水産省告示第 2278 号）
地方卸売市場	法第 13 条第 1 項に定める、都道府県知事の認定を受けた卸売市場
買参人	仲卸業者以外で、卸売業者から卸売を受ける者
取引参加者	卸売業者、仲卸業者、買参人、出荷者の総称
共通の取引ルール	法第 13 条第 5 項第 5 号の表に掲げる事項
その他の取引ルール	法第 13 条第 5 項第 6 号に基づき、定められている事項
遵守事項	共通の取引ルール及びその他の取引ルールの総称

※ この指針では、法第 14 条を根拠とするものとして参考表記等をする場合、法第 14 条の規定により準用される、準用元の各条項を記載することとする。

I 趣旨・目的

法第1条において、卸売市場は、生鮮食料品等の公正な取引の場として重要な役割を果たしており、都道府県知事は、卸売市場の認定に関する措置その他の措置を講じ、その適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、もって国民生活の安定に資することとされている。

卸売市場における取引については、法等による一律規制が廃止され、商物分離、第三者販売、直荷引き等について、卸売市場が自らの実態等に即し、取引ルールの設定ができるなどの規制緩和がなされた。一方、取引結果や取引条件等の公表が義務付けられるなど、取引の透明性の確保が求められている。

また、卸売市場の計画的な配置・整備等について定める卸売市場整備計画、当該計画の策定等を調査審議する卸売市場審議会については根拠規定が削除されたほか、条例委任規定も削除された。

これらを受け、県が法に基づき地方卸売市場の認定をするにあたり、その具体的要件や、県内地方卸売市場への指導等に関する事項を定め、取引の透明性を確保するとともに、県内地方卸売市場が取り組むべき事項等を示すため、本指針を策定するものである。

II 地方卸売市場の認定に関する事項

県は、法に定める要件の具体的なものとして、次に掲げる事項を確認の上、地方卸売市場の認定をするものとする。

1 基本方針との整合性（法第13条第5項第1号）

法第13条第5項第1号において、申請書及び業務規程の内容が、基本方針に照らし適切であることが認定要件とされている。

そのため、県は、これまでの卸売市場の運営状況等を踏まえつつ、次に掲げる事項について確認を行う。

(1) 卸売市場施設の確保

取扱品目の特性、需要量等を踏まえ、売場施設、駐車施設、冷蔵・冷凍保管施設、輸送・搬送施設、加工処理施設、情報処理施設等について、円滑な取引に必要な規模及び機能を確保しているか。

(2) 開設者による、卸売市場外にある保管場所の指定

卸売市場の施設の機能を補完する目的で、卸売業者、仲卸業者等が保有する卸売市場外の施設を、一時的な保管施設として活用している場合、開設者による指定を受けているか。

(3) 都市計画との整合性

市場施設の新設を伴う認定申請であって、市場の所在地が都市計画区域内の場合は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 51 条に基づき敷地の位置が決定されているか。

(4) 取引参加者の確保

市場施設の新設を伴う認定申請の場合、同規模の卸売市場が隣接していないなど、取扱数量の見込みに応じた取引参加者の確保が見込まれるか。

2 開設者による取引参加者への指導監督等

開設者が取引参加者に対し、指導及び助言、報告及び検査、是正の求めその他の措置（以下、「指導監督等」という。）を行うことができる具体的なこととして、県は以下の事項について確認する。

(1) 業務規程への明記及び取引参加者への周知（法第 13 条第 5 項第 3 号ハ）

遵守事項が業務規程に明記され、取引参加者に周知されているか。

また、開設者が取引参加者に対し、指導監督等ができる旨業務規程に明記されているか。

(2) 開設者による指導監督等の体制（法第 13 条第 5 項第 7 号）

① 指導監督等を担当する部署等の配置

開設者が、指導監督等を担当する部署又は指導監督等を担当する職員（以下、「指導監督部署等」という。）を置いているか。

※ 指導監督部署等は、卸売業務に係る事務処理等との兼務も可能であり、担当する職員の役職も問わない。

② 市場内の取引等に対する検査体制

開設者は、取引参加者に対し、遵守事項に反した取引がなされていないか検査するなど、卸売市場内の公正・公平な取引を維持するための体制を整備しているか。

③ 取引に関する相談窓口機能

開設者が、市場内における遵守事項に違反する取引等について、取引参加者から相談を受ける体制を整備しているか。

④ 緊急事案発生時等における県への報告体制

開設者が、取引参加者による遵守事項違反のうち、特に重大で緊急性の高いもの、県民への健康被害や県内農産物の価格形成に悪影響を及ぼすおそれのある事案等

を把握した場合、県に速やかに報告をすることになっているか。

3 取引の透明性の確保

法第13条第5項各号において、卸売市場の取引の透明性の確保のために、開設者及び卸売業者は、取引結果等の公表が義務付けられている。そのため、県は、以下の事項について確認する。

(1) 開設者が実施する事項（法第13条第5項第3号及び第4号、施行規則第18条及び第19条）

開設者は、卸売予定数量、売買取引の結果、売買取引の方法及び代金決済の方法を適切に公表しているか。

① 開設者による売買取引の結果等の公表（法第13条第5項第3号ロ、施行規則第18条）

開設者が、「各卸売業者からその日の主要な品目の卸売予定数量」及び「その日の主要な品目の卸売の数量及び価格」を確認し、自らが定める時に公表しているか。

※ 「その日の主要な品目の卸売予定数量」及び「その日の主要な品目の卸売の数量及び価格」の公表は、法第13条第5項第5号の表の6の項において卸売業者に対しても実施が義務付けられているが、開設者と卸売業者の連名での公表等の方法により、一括して実施することもできるものとする。

② 売買取引の方法及び決済の方法の公表（法第13条第5項第4号、施行規則第19条）

以下の取引参加者同士の取引について、その方法及び決済方法を公表しているか。

また、特約がある場合は、「・・・と〇〇の間の売買取引の方法及び決済の方法については、出荷者と卸売業者の間で行う方法と同じとする。ただし、特約がある場合は特約による。」などとし、特約を付す旨が明らかにされているか。

【売買取引の方法及び決済の方法を公表する取引参加者同士の類型】

- ・ 出荷者と卸売業者
- ・ 卸売業者と仲卸業者
- ・ 卸売業者と買参人
- ・ 仲卸業者と買出人

(2) 卸売業者が実施する事項（法第13条第5項第5号、施行規則第20条～第22条）

卸売業者において、売買取引の条件、売買取引の結果等を公表しているか。

また、貸借対照表及び損益計算書が閲覧可能か。

① 売買取引の条件の公表（法第 13 条第 5 項第 5 号の表の 4 の項、施行規則第 20 条）

基本となる条件が公表され、特約による場合は、「条件は〇〇とする。ただし、・・・については特約による。」などと記載し、特約による場合は、別途条件を付す旨が明らかにされているか。

② 卸売業者の貸借対照表、損益計算書の閲覧（法第 13 条第 5 項第 5 号の表の 5 の項の（2）、施行規則第 21 条第 3 項及び第 4 項）

卸売業者の損益計算書及び貸借対照表の閲覧ができることが広く周知されているとともに、取引参加者となる可能性のある者からの申出に対して、原則として閲覧を認めているか。

また、閲覧をさせないこととした場合は、施行規則第 21 条第 4 項各号に掲げる正当な理由のうち、いずれに該当するのか相手方に伝達することとしているか。

③ 卸売業者による売買取引の結果等の公表（法第 13 条第 5 項第 5 号の表の 6 の項、施行規則第 22 条第 1 号～第 3 号）

卸売業者は、売買取引の結果等について、卸売市場の実情に合わせ、取引参加者が確認できる時間帯で、かつ開設者が定める時まで公表しているか。また、委託手数料を、手数料率毎に公表しているか。

奨励金を交付している場合は、交付状況について、条件毎に公表しているか。

（参考） 売買取引の結果等の公表方法の一例

種 類	品 目	手 数 料 率	金 額	備 考
委託手数料	青果	野菜（○％）	〇〇百万円	
		果実（×％）	××百万円	
	水産物	鮮魚（△％）	△△百万円	
		塩干加工品（◇％）	◇◇百万円	
	花き	切り花（・％）	・・百万円	
手数料計			●●百万円	
出荷奨励金	○％以内交付額		〇〇百万円	
	×％以内交付額		××百万円	
	特約による交付額		△△百万円	
出荷奨励金計				
完納奨励金	○％以内交付額		◇◇百万円	
	×％以内交付額		・・・	
	特約による交付額		・・・	
完納奨励金計			・・・	

(3) 開設者、卸売業者による各種公表の方法について（施行規則第 18 条～第 20 条）

施行規則第 18 条から第 20 条までに規定する各種公表について、ホームページへの掲載又は場内の掲示板等への掲示により、適切に行っているか。

また、掲示板による公表の場合、掲示場所や時間帯等について、取引参加者に広く認知されるよう留意しているか。

※以下のように、何らかの手續を踏ませる行為等は、公表とは認められないので留意すること。

○取引参加者の申込や申請等の手續をさせることで取引条件や取引結果を開示すること。

○ホームページでの公表において、パスワード入力等のアクセス制限を設けること。

4 認定の公示（法第 13 条第 6 項、施行規則第 24 条）

県は、地方卸売市場の認定をしたときは、県公報及び県ホームページにて、遅滞なく公示するものとする。

Ⅲ 地方卸売市場が取り組む事項

地方卸売市場は、法、基本方針に即し、生鮮食料品等の公正な取引の場として公正・安定的に業務運営を行うこととして県の認定を受けた卸売市場である。

そのため、地方卸売市場は、法の規定を遵守しつつ、卸売市場の活性化を図る観点から、取引方法等の改善に努めるとともに、災害時の運営体制の整備を図るものとする。

1 その他の取引ルールの設定（法第 13 条第 5 項第 6 号）

(1) 基本的考え方

これまで卸売市場が果たしてきた役割・機能を踏まえつつ、卸売市場を取り巻く食品流通の変化に対応すべく、これまで通例としていたルールの見直しや、取扱数量の増加・維持、市場の活性化を図るための取引方法等を検討し、改善に努めること。

(2) 取引参加者の意見の聴取（法第 13 条第 5 項第 6 号ロ）

その他の取引ルールの設定にあたっては、各取引参加者（卸、仲卸、買参人、出荷者）の割合や取扱数量等を考慮した上で、会議の開催等により、多くの取引参加者に意見を述べる機会を与えるよう努めること。意見聴取をした際は、会議録や実施結果を書面で記録すること。

(3) 設定事項及び設定した理由の公表（法第 13 条第 5 項第 6 号ハ）

その他の取引ルールを定めた場合は、業務規程に定めるほか、市場内での掲示・備え付け、ホームページへの掲載等により速やかに公表すること。

(参考) その他の取引ルールの設定における留意事項 (一例)

○第三者販売 (卸売業者が仲卸業者・買参人以外の者に卸売をすること)

第三者販売をするメリット・デメリットを比較するとともに、仲卸業者・買参人を経由した取引との役割分担を明確にする 等

○直荷引き (仲卸業者が卸売業者以外の者から生鮮食料品等を買受けること)

直荷引きにより、仲卸業者は少量多品目な物品を取り扱うことができるが、売れ残りや、大量注文への対応等を併せて検討する 等

○自己買受け (卸売業者が自ら卸売の相手方として生鮮食料品等を買受けること)

残品処理や、第三者販売用として自己買受けを実施することと、卸の買受けによる価格への影響を考慮した上で実施する 等

○商物分離 (卸売業者が、卸売市場外にある生鮮食料品等を卸売すること)

物流コストの削減等が期待されるが、現物を見ずに取引するリスクを考慮する 等

○地方卸売市場における受託拒否の禁止

受託拒否をする場合の正当な理由を、施行規則第6条に準じ明確に定めるとともに、受託拒否をする場合は、相手方に理由を示す 等

○一般消費者向け開放日の設定

法第2条第2項に定める卸売市場の位置付けを踏まえつつ、通常の見込みに支障を来さないよう実施するほか、動線整理や立入禁止区域の設定等により一般消費者の安全対策や衛生面の対策等を講じる 等

2 災害時の対応

災害時等の緊急事態に際し卸売市場が果たす機能の重要性に鑑み、BCP (事業継続計画) の策定や、協定締結等を通じた自治体等関係機関との連携強化や災害発生時に備えた複数市場間におけるネットワーク構築等を通じて、緊急事態に際しても、卸売市場の機能が可能な限り維持されるよう努めること。

IV 県による開設者への指導監督 (法第14条において読み替えて準用する第9条~12条)

県は、毎年、開設者から卸売市場の運営の状況に関する報告を受けるとともに、卸売業者等の業務の状況を把握する。

また、必要に応じ、開設者に対して報告徴収及び立入検査を行い、指導及び助言や措置命令の措置を講ずるほか、重大な法令違反等があった場合にはその認定を取り消すことにより、卸売市場における公正な取引を確保する。

1 運営状況報告書、事業報告書の確認 (法第12条第1項)

県は、法第12条に基づき、地方卸売市場開設者から提出された運営状況報告書を確認し、認定要件を満たした市場運営がなされているか確認する。

また、卸売業者の事業報告書を確認し、業務の状況を把握する。

※着眼点

- (1) 開設者が、取引参加者に遵守事項を遵守させる体制を整備しているか
- (2) 開設者が、卸売業者の財務の状況を把握しているか
- (3) 開設者が、法第 13 条第 5 項第 4 号に定める売買取引の方法及び決済方法の公表や、施行規則第 18 条に定める売買取引の結果等の公表を、適切に実施しているか
- (4) 卸売業者が、施行規則第 20 条に定める取引条件の公表や、施行規則第 22 条に定める売買取引の結果等の公表を、適切に実施しているか

2 ヒアリング等の実施（法第 9 条）

1 で確認した結果、県が必要と認めたときは、法第 9 条に基づき、開設者又は開設者を経由して卸売業者に対し、業務に関する事情聴取もしくは財務診断を実施する。

3 報告徴収、立入検査（法第 12 条第 2 項）

2 の結果、より詳細な状況を確認する必要があると県が認めたときは、法第 12 条第 2 項に基づき開設者に対し資料の提出等を求めるほか、立入検査を実施し、認定要件を満たしているか確認する。

追加資料の確認や検査の結果、改善が必要な事項があったときは、県は、開設者に対し、改善状況について報告を求めるものとする。

4 措置命令（法第 10 条）

県は、法第 10 条に基づき、地方卸売市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するために必要と認めるときは、開設者に対し措置命令を発出することができるが、具体的には、開設者による次のような行為を対象に発出するものとする。

- (1) 食の安全又は表示に係る法令に違反し、又はこれらを所管する行政当局の指導に従わない場合
- (2) 法第 12 条第 1 項に基づく運営状況の報告を拒否し、又は虚偽の報告をした場合
- (3) 法第 12 条第 2 項に基づく報告等の求めに対し、拒否又は虚偽の報告等を行った場合
- (4) 業務規程に定める遵守事項を取引参加者に遵守させる体制が取られていないと認められる場合
- (5) その他卸売市場に対する信用を失墜する又はそのおそれのある行為（反社会的勢力の関与による取引等）を行った場合

5 認定の取消し（法第 11 条）

県は、地方卸売市場の認定を取り消したときは、県公報及び県ホームページにて、遅滞なく公示する。

また、当該取消しをした卸売市場に対し、地方卸売市場又はこれに紛らわしい名称を称さないよう指示するとともに、必要に応じ、外部の者が地方卸売市場と誤認しないよう、看板の掛け替えや法人の名称変更等を併せて指示する。

6 県の開設者等に対する助言

(1) 開設者への助言

県は、開設者が取引参加者に指導等を行う際、開設者の求めに応じ助言することができる。

また、必要に応じて開設者の指導に同行することができる。

(2) 取引参加者への助言

県は、取引参加者が地方卸売市場における不適切な取引事例等を把握したときは、取引参加者の求めに応じ助言することができる。

また、県は、地方卸売市場における不適切な取引事例等を把握したときは、開設者に対し事実確認を行うほか、必要に応じて法第 12 条に基づく報告徴求を行う。

V 栃木県卸売市場有識者会議

県内地方卸売市場を巡る現状や課題等を共有するとともに、卸売市場制度等に関する協議等を行うため、栃木県卸売市場有識者会議を置く。

会議に必要な規定は、別に定める。

VI 栃木県地方卸売市場事務処理要領

栃木県内の地方卸売市場に関する申請、届出、報告に関する具体的な事務処理については、別に定める栃木県地方卸売市場事務処理要領による。